

ふじのくに健康づくり推進事業所 代表者 様

静岡県健康福祉部健康増進課長

ふじのくに健康づくり推進事業所認定証の交付について

日頃、県の健康福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、静岡県では、広く健康経営\*・健康宣言に取り組む企業を応援するため「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言」制度を創設し、健康づくりに取り組む企業の認定を行うこととしました。

貴社におかれましては、全国健康保険協会静岡支部（以下「協会けんぽ静岡支部」）へ健康宣言をいただき、健康づくりに取り組んでいらっしゃいます。

つきましては、協会けんぽ静岡支部へ健康宣言された貴社の取組は本事業の目的と合致するため、下記1のとおり「ふじのくに健康づくり推進事業所」として認定し、認定証を交付します。なお、県としての認定は今年度からとなりますので、以前よりお取り組みいただいております企業様も、今年度からの年数起算となりますので御了承ください。

また、認定に際し、下記3の通り静岡県のホームページ上にも宣言事業所として掲載を予定しておりますが、公表を希望されない場合は担当あて御連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 今回の認定内容

「ふじのくに健康づくりホワイト事業所認定」

上記の認定名称は、ハローワークへ求人を出しする際（求人申込書）、備考欄等に掲載していただくことができます。社員の健康に気遣うことをPRできる認定内容ですので、御活用ください（活用の実施は貴社の任意で結構です）。

2 ふじのくに健康づくり推進事業所認定証の区分・更新

取組年数により、認定内容がグレードアップします。

時 期	認 定 証 の 区 分
1・2年目	ふじのくに健康づくり推進ホワイト事業所認定証
3・4年目	ふじのくに健康づくり推進ブロンズ事業所認定証
5・6年目	ふじのくに健康づくり推進シルバー事業所認定証
7年目以降	ふじのくに健康づくり推進ゴールド事業所認定証

※更新基準日は4月1日

\*「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 3 静岡県ホームページに記載する情報

以下の情報を静岡県ホームページに掲載する予定でありますが、掲載を希望しない場合は下記担当まで令和元年12月27日までに御連絡ください。

- (1) 事業所名
- (2) 所在地
- (3) 宣言内容
- (4) 写真（宣言書を持って撮影した写真を提出した事業所が対象です。）

担 当 健 康 増 進 班  
電話番号 054-221-3263  
E-mail kenzou@pref.shizuoka.lg.jp